

全教栃木 教育新聞

修学旅行などの割振り変更の改善を！

全教栃木は県教委との交渉で要求しています

現行の運用は、一日の勤務時間を9時間。

全教栃木教職員組合は今年度の交渉で、裏面のような内容を県教育委員会に要求しています。

多くの要求項目がありますが、その中でも今年度実現を目指している要求は、修学旅行など泊を伴う勤務時間の割振り変更の改善です。現在の運用は1972年に発出された「給特条例等運用通知」に基づいて行われています。通知では「勤務時間の割振り変更について、一日の勤務時間を9時間以内とするように定め」とし、各学校でもこのとおりに運用されていることとされています。この運用については、2013年度の県教委との交渉で確認をしています。

ただ、現行の割振り変更ですら、交渉当時県立学校や一部の地域では行われていませんでした。その是正を行わせるために、交渉の場で確認しました。



参加者。桑川祥一全教栃木執行委員長と交渉参加者。



池田聖教育次長（指導）と県教委の交渉参加者。

割振り変更は勤務実態どおりに！

一昨年度、そして昨年度もこの要求の実現を求めて交渉を行ってきました。他県の例なども紹介しながら改善を求めてきましたが、進展させることができませんでした。現行の運用は勤務実態から考えても、認められないものです。こうした私たちの問題意識について、当時の教職員課長だった大橋芳樹氏（栃木高校校長）も一定の理解を示してくれてはいました。

今年度の交渉ではぜひ、勤務実態どおりの割振り変更を実現させたいと思います。そのために私たちは養護教員のみなさんの率直な声を集めたいと考え、中学校と県立学校の養護教員のみなさんにアンケートをお願いすることにしました。寄せられてた結果も生かしながら、少しでも要求を実現させるよう、折衝や交渉で努力したいと思います。

全教栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

県人事委員会に賃金の引き上げ等を要請

全教栃木教職員組合は毎年度、県人事委員会に対し、賃金の引き上げなど労働条件の改善を要請しています。今年度も6月21日に要請を行ってきました。

人事委員会は毎年10月に「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「報告及び勧告」）を県議会議長と県知事に行っています。ここでいう職員は約2万3000人。そのうち教員は約1万3000人、率では約57%になります。にもかかわらず、その実際の働きぶりについて、この「報告及び勧告」はこれまでに一度も触れたことがありません。私たちは要請の度にこのことを指摘してきましたが、残念ながら実現に至っていません。

長時間過密労働が日常化し、心の病で休職する教職員も少なくならない私たちの職場。これらの課題を解決していくためにも、県人事委員会が果たす役割に、私たちも大いに期待しています。私たちが要求している内容を一部紹介します。

- ・教員の地位に関する勧告、教育基本法等に基づき、教職員の士気を高め、教職員の生活改善ができるような賃金とすること。そのために、常勤の教職員の賃金を平均2万円以上引き上げること。
- ・賃金、諸手当の削減を行わないこと。
- ・55歳以上の職員にも昇給を行うこと。号給の「足伸ばし」を行うこと。
- ・「教職員評価」による査定昇給は行わないこと。

いこと。

- ・勤務時間管理を使用者の責任で行わせて、教職員の長時間過密労働を解消させること。
- ・宿泊的行事や部活動も含めた勤務時間の割振り変更を行わせること。特に宿泊的行事の勤務実態について具体的に調査し、週37時間45分勤務を順守させること。
- ・県立学校教職員の休憩時間を確保させること。違反については、労働基準法違反として厳正に対処すること。
- ・雇用形態に関わらず、採用時検診を事業者の責任で行わせること。自費負担による健康診断書の提出を求めさせないこと。
- ・臨時・非常勤教職員の賃金改善を行うこと。臨時教員の2級適用、前歴換算の改善、6月の一時金支給について、前年度の勤務実績を反映させること。最高号給を引き上げること。非常勤講師の授業時間単価も3,000円以上に引き上げるとともに、評価等に要した時間についても賃金を支給すること。
- ・定年後の雇用を保障するとともに、多様な働き方を認めること。定数からは除外すること。
- ・教員採用試験の受験年齢制限を撤廃させること。

人事院は8月8日、国家公務員の賃金を708円（0.17%）、一時金（ボーナス）を0.1月引き上げる勧告を行いました。

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

2016年度の県教委交渉で、全栃木教職員組合が要求していること

1. 県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。
2. 「共同訪問」は5年に1回とすること。研修についても参加者の自主性を最大限尊重し、自宅研修を勧めること。初任者研修については日数の削減、研修内容や報告文書等についてさらに精選を進めること。
3. 教育基本法、教員の地位勧告に基づき、教職員が職務に専念できる賃金・手当の改善を行うこと。特に退職手当の加算額を引き上げること。以上のことを県教委として知事部局に強く要望すること。その要望内容について、職員団体に公開すること。
4. 教職員評価について
 - (1) 「CEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。教職員評価によって現場を混乱させないこと。
 - (2) 報償的な人事や研修を行わないこと。
 - (3) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
5. 公平な昇任や登用を行うこと。指導主事などの登用制度を設けること。
6. 管理職に憲法や労働諸法規を順守させること。これらに違反する事例があったときは、県教委が責任を持ってその解決にあたること。
7. 人事異動について
 - (1) 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用を希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校や勤務態様についても希望を尊重すること。1年ごとの任用でなく、複数年の任用も認めること。
 - (2) 異動先も含めた異動情報を本人に適宜知らせて合意を得るようにすること。小中学校教職員に対して、内々形で転出先の校名を伝えること。
 - (3) 再任用者、臨時採用者の異動についても新聞発表を行うこと。
8. 教員採用試験について
 - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
 - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。
 - (3) 適性検査を行わないこと。
 - (4) 前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
 - (5) 使用者責任のあいまいな採用前研修は行わないこと。参加した場合には日当、交通費を支給すること。会場への往復で事故に遭遇した場合相応の保障を行うこと。
9. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
 - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とし、給与も2級を適用して正規採用教員と同額の賃金を支給すること。
 - (2) 期末・勤勉手当に前年度の勤務実績を反映させること。任用期間が1年に満たない場合でも前歴換算を行うこと。
 - (3) 新規採用者も含め、労働安全衛生法に則り採用時の健康診断は公費で行い、採用試験合格後、臨時採用者の採用時の診断書提出を求めないこと。
 - (4) 産前・産後休暇を保障すること。そのための代替者を確保すること。
 - (5) 3月31日も任用を継続すること。
 - (6) 異なる県立学校で任用が継続される場合も、社会保険加入を継続させること。
 - (7) 非常勤教員の報酬を引き上げること。
10. 長時間過密労働をなくし、健康で働けるために
 - (1) 教育基本法、労働基準法や給特法を守り長時間過密労働を解消すること。管理職が勤務実態を把握し、勤務時間割振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を実現すること。休憩時間を確保させること。これらについて、行事の実施計画でも確認すること。
 - (2) 宿泊行事などについては、7時間45分を超える拘束時間に見合った勤務の振替を認めること。
 - (3) 「お盆」期間は学校を閉庁とすること。
 - (4) 「フルタイム」勤務ではない再任用者にも、健康診断や人間ドックを受診させること。
 - (5) 県立高校入試について、過重な負担をなくすとともに、
- 退勤時間は高校の判断に任せること。
- (6) 部活動指導について、顧問や担当する部活動について教職員の意向を尊重すること。中体連「申合わせ事項」を順守させるとともに、これを高校でも準用すること。中体連・高体連主催の大会の精選を行うこと。
11. 防止指針を策定してパワーハラスメントをなくすとともに、ストレスチェックも含め精神疾患もなくす施策を強化すること。特に初任者に対して適切な指導を行うよう管理職、研修担当者に徹底すること。
12. 教職員を増やし、小学校や高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校で教科教員・図書館司書を適正に配置すること。県立学校では校種、課程や学科に関わりなく、これまで以上に正規採用教職員を増やすこと。
13. 特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。定員割れした場合は再募集を行うこと。
14. 特別支援学校の教育条件をさらに充実させること。教職員の腰痛対策なども実施すること。
15. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。児童生徒が自ら放射線量を測るなどして、主体的に放射線から健康および生命を守る学習を推進すること。児童生徒に関わる放射線問題について、県教委内に対策を検討、決定できる組織を設けること。
16. 「事務所衛生基準規則」や、文部科学省「学校における環境衛生管理の徹底について（通知）」にもとづいた教育・執務環境を実現すること。
17. すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。市町教委に対しても今まで以上に強く働きかけること。
18. 不当労働行為を行わないこと。行った管理職については県教委としてその解決にあたること。
19. 1回目の本交渉でも適宜回答を行うこと。回答は文書で行うこと。

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう